

## 代議員選挙の公示

本学会定款第 15 条ならびに選挙規則および代議員選出規則に基づき、2017・2018 年度代議員の選挙を下記のとおり行う。

### 記

#### 1. 代議員の選出数と任期

- ・選出数 100 名（代議員選出規則を参照のこと）
- ・任期 2017 年定時総会から 2019 年定時総会直前までの 2 年間

#### 2. 選挙日程

- ・投票期間 2016 年 12 月 1 日(木)から 12 月 14 日(水)まで
- ・開票 2016 年 12 月 16 日(金)

#### 3. 選挙権と被選挙権

両権利とも 2016 年度正会員名簿(2016 年 9 月 12 日現在)に掲載されている者

#### 4. 投票方法

所定の形式に基づいた web 入力または所定の投票用紙を用いた郵送で、15 名までの連記として投票を行う。

平成 28 年 11 月 1 日

一般社団法人日本木材学会

選挙管理委員会委員長 信田 聡

## 役員の選挙および選任日程

- (1) 上記代議員選挙の公示のとおり、2017 年 1 月上旬までに選挙により正会員の中から代議員を選出する。
- (2) 2017 年 2 月上旬までに、次期常任理事候補者 2 名を理事会において選出する。
- (3) 2017 年 2 月末日までに、次期代議員として選出された者の投票により、選挙選出理事候補者 12 名を選出する。ただし、次期常任理事候補者 2 名、次期に任期を継続する常任理事 3 名、次期に任期を継続する役職指定理事 4 名、および 3 期(6 年)連続で選挙選出理事であった者 3 名は、被選挙人から除外する。
- (4) 2017 年 3 月 20 日(月)開催予定の第 341 回理事会において、上記選挙選出理事候補者以外の役職指定理事候補者 5 名(各支部を代表する者 4 名および年次大会の運営委員会を代表する者 1 名)を選出する。
- (5) 2017 年 3 月 20 日(月)に、選挙選出理事候補者、常任理事、役職指定理事、および会長指名理事の投票により、選挙選出理事候補者から次期会長候補者 1 名を選出する。さらに、同様の方法で次期副会長候補者 2 名を選出する。
- (6) 会長指名理事は定数を 3 名以内とし、その候補者については会長が指名し、2017 年 6 月 23 日(金)開催予定の第 342 回理事会において選出する。なお、事前に次期会長候補者の同意を文書で得ておくことを指名の条件とする。
- (7) 続いて、2017 年 4 月に次期代議員の投票により、理事候補者以外の正会員の中から監事候補者を選出する。
- (8) 理事候補者および監事候補者は、2017 年 6 月 24 日(土)に開催予定の第 8 回定時総会で承認し、任命するものとする。